

# 山田みやこの活動報告

令和3年1月9日(土)

## 「労働者協同組合法」制定記念 第1回学習会に参加

講師 山本 幸司氏(日本労働者協同組合連合会副理事長)

令和2年12月4日、労働者協同組合法が成立した。

### 〈概要・特徴・成立の意義について〉

労働者組合法とは組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織である。

多様な就労機会の創出、地域における多様な需要(訪問介護、学童保育、農産物加工・販売、若者・困窮者自立支援等)に応じた事業の実施を行い、持続可能で活力ある地域社会の実現を進める。

コロナ禍においてさらに厳しくなっている経済格差、少子高齢化、家族機能低下、長寿社会、国・地方の累積赤字等の日本社会の行き詰まりを把握していく大きな目的がある。

※この労働者協同組合法を県はまず学習し理解して、地域課題に取り組む県民に説明会などを行い周知を徹底し、市町への研修会も行うことが必要と考える。この法律の施行まで2年間の準備期間の確保が盛り込まれたため、地域課題の解決に対して事業として成立していくのか難しい所もあるため、中身の十分な検討と支援の仕方を検討して頂きたい。

労働者協同組合法案について

生活との調和を保ちつつ、意欲・能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等

法整備

労働者協同組合

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを《基本原理》とする組織

組合を通して

多様な就労機会の創出

地域における多様な需要に応じた事業の実施

【事業の具体例】

- 介護・福祉関連(訪問介護)
- 子育て関連
- 学童保育等
- 地域づくり関連(農産物加工・品直売)
- 障害者の自立支援、社会福祉管理等
- 若者・困窮者支援(自立支援等)

そして

持続可能で活力ある地域社会の実現

1 法制化の必要性

- 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が求められている。
- 現行法上、このような性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。

	企業組合	NPO法人	労働者協同組合
出資	○	×	○
設立	認否主義	認証主義	準則主義

2 労働者協同組合法案のポイント

- 組合の基本原則に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない(非営利性)。剰余金の配当は、従事分量による。剰余金の配当は従事分量による(組合)
- 組合は、組合員と労働契約を締結する(組合による労働法規の遵守)。
- その他、定款、役員等(理事、監事・組合員監査会)、総会、行政による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更、検討事項(施行後5年)等に関する規定を置く。